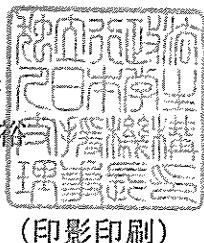


学 支 障 第 20号
平成28年5月20日

各 国 公 立 大 学 長 殿
各 公 立 短 期 大 学 長 殿
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 長 殿

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕



(印影印刷)

平成28年度全国障害学生支援セミナー
「体制整備支援セミナー」の開催について（通知）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より日本学生支援機構の事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成28年4月の障害者差別解消法が施行されたことにより、大学等において、障害のある学生をはじめとした障害者への不当な差別的取扱いの禁止および合理的配慮の提供が法的義務または努力義務となりました。

こうした背景を踏まえ、本機構では、文部科学省の要請を受け、障害学生支援のための全国障害学生支援セミナー「体制整備支援セミナー」を別添のとおり開催することとしました。

本セミナーは、障害者差別解消法施行後の大学等での合理的配慮の提供に関する対応等について、ご理解を深めていただくため、大学等の管理者及び実務者等を対象に、文部科学省の最近の障害者施策、障害学生と大学等における差別的取扱い、合理的配慮の提供等をめぐる国内外の紛争、解決事例等についての講演、障害学生支援体制の整備が進展した大学等の事例の紹介を行ないます。

障害学生支援の体制整備を進める上で、是非役立てていただきたく、多数のご参加をお待ちしております。

なお、貴学（校）において、本件通知の送付先とは別にご担当部署がございましたら、大変お手数ですが本件通知についてお知らせいただきますようお願いいたします。

【本件に関する問い合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構

学生生活部 障害学生支援課 障害学生支援計画係

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

TEL 03-5520-6173 FAX 03-5520-6051 E-mail tokubetsushien@jasso.go.jp

事務連絡
平成28年5月20日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長

文部科学省高等教育局

学生・留学生課長 井 上 諭 一

平成28年度 全国障害学生支援セミナー「体制整備支援セミナー」の開催について

各大学等におかれましては、日頃より障害のある学生の修学支援に関する取組の推進及び体制強化に御尽力いただいておりますこと、感謝申し上げます。

本年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)において、大学、短期大学や高等専門学校を含む行政機関等や事業者に対して、障害者への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務ないし努力義務とされました。

平成27年11月には、文部科学省が所管する私立大学等の事業者のための対応指針を策定・告示し、また、平成27年度内に国立大学等が国等職員対応要領の策定・公表を行うなど、障害者差別解消法等に基づく対応を、関係機関が進めてきました。

一方、各大学等においては、障害学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に、これらの学生の受入れや修学支援体制の整備が急務となっています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省では、本年4月から、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催しております。

このような動向を踏まえ、このたび、独立行政法人日本学生支援機構において、別添のとおり標記セミナーを開催することとなりましたので、お知らせいたします。各大学等の管理者・実務者等の方々をはじめ、障害のある学生の修学支援に携わる教職員の方々に積極的に御参加いただき、各大学等における取組の参考としていただくようお願い申し上げます。

[本件担当]

文部科学省高等教育局学生・留学生課厚生係

(庄司、清水)

TEL : 03-5253-4111 (内線 2519)